

令和4年12月14日

保護者の皆様

加古川市教育委員会

令和5年度以降の夏季休業日について

平素より、保護者の皆様におかれましては、本市の教育活動の推進にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

加古川市教育委員会では、令和2年度から夏季休業日を短縮し、試行してきましたが、令和5年度以降の夏季休業日について、下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 ねらい

各学校において、夏季休業日の短縮により授業日数を増やすことで、子どもと教職員がともに、ゆとりのある教育活動を展開するため。

2 令和5年度以降の夏季休業日

7月25日～8月31日

3 令和元年度までの夏季休業日

7月21日～8月31日